

苫小牧市立系井小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1. はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものであり、決して許される行為ではない。

いじめの問題解決に当たっては、すべての学校職員及び児童、保護者等が、いじめの定義について理解を含め、その兆候と考えられる行為もいじめであるとの認識のもと、未然防止、早期発見及び適切な対応を迅速に展開することが重要である。

また、こうした取り組みを進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの未然防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

2. いじめの正確な認知のために

これまで、国を挙げていじめの防止に取り組んで来たが、いじめ防止対策の推進に関する総務省の調査では、学校間でいじめの認知件数に大きな差があることやいじめの認知に対して消極的な姿勢が見られ、このことによっていじめの認知が成されないことから、児童生徒のいじめによる自死が繰り返されている。

こうしたことから、いじめ未然防止および早期対応の第一歩である「いじめの定義」を児童自身、児童を取り巻くすべての人々に深く理解させる必要がある。

いじめの定義

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの

「北海道いじめ防止基本方針」から

- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- 本人が気づいていない中での誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 加害児童がすぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉は使わずに指導するなど柔軟な対応も可能であるが、この場合にあっても学校が設置する組織で情報を共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し適切に判断する。

いじめについては、加害者と被害者が短期間に入れ替わったり、行為の発覚を恐れていじめが潜伏化するなどが見られることから、いじめの解消についても理解を深め適切に判断することが必要である。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要があります。

- いじめに係わる行為が、目安として3か月間止んでいる場合。
※ ただし、被害の重大性から更に期間が必要と判断される場合は、この目安によらない。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。
※ 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめ防止の基本的な考え方

- (1) 児童がこのましい人間関係を基盤に豊かな集団生活ができる環境作りに努める「積極的な生徒指導」を基本に、教科指導及び児童会や学級委員会等の活動を通して、児童が自らいじめについて考え、議論する場を設けるなど、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるようにする。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努めるとともに、児童のささいな変化・兆候であってもいじめとの関係を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視することなく、積極的にいじめの認知に努める。
- (4) いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- (5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取り組みを地域ぐるみで展開する。
- (6) 基本方針及び具体的な対策等については、懇談会等を通じて保護者や地域に広く発信するとともに、本校のホームページや学校便り等で情報発信し、いじめ防止の啓発に努める。

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取り組み

- (1) いじめ防止等の対策のための組織の設置
いじめ防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - ①構成員（◎：主管）
校長、教頭、◎生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該児童の担任、スクールソーシャルワーカー等
 - ②活動
 - (ア) いじめの早期発見および認知に関すること（アンケート調査、教育相談、ケース会議等）
 - (イ) いじめの防止に関すること
 - (ウ) 認知したいじめの事案の対応に関すること。
 - (エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること
 - ③開催
 - (ア) 年3回を定例会とする。（内1回は方針及び年間計画の確認：4月）
 - (イ) いじめの事案が発生したときは、いじめ防止対策委員会による生徒指導ケース会議を開催する。
- (2) いじめ防止のための定期的なアンケート調査等の実施
- (3) いじめの相談体制の整備
 - ①定期的教育相談の設定
 - ②スクールソーシャルワーカー等の活用
 - ③いじめ電話相談等の公共相談機関の周知
 - ④相談窓口「おなやみポスト」の周知

(4) いじめ防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画的に位置づけて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめ（事案）の具体的な対応

①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに生徒指導ケース会議を開催し、事実の確認及びいじめの認定等を行う。

②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめを受けた児童とそれを知らせた児童の安全を確保し、いじめを行った児童に事実を確認するとともに、保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

③いじめを受けた児童が安心して教育が受けられるために必要があると認められる時は、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の処置を講じる。

④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、苫小牧市教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対応する。

⑤事実の聴取及び対応等については、必ず記録し保存しておく。

(7) 重大事態への対応

児童（生徒）の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日～本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対応を行う。

①重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。

②当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会の指示を受ける。

③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対応とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的としている。

④調査結果については、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画（別紙）を作成する。

①校内研修の取組

②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組

③いじめの早期発見・いじめの対応に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) いじめ防止についての取り組みは、学校評価等によって達成状況及び課題を明らかにする。

系井小学校いじめ防止全体計画

学校目標

「いじめをしない、させない学校」

学校いじめ基本方針

◎いじめを絶対に許さない、見逃さない。

◎教職員、児童（生徒）、保護者が一体となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内で実施） 2月：次年度計画作成

いじめ防止対策委員会によるケース会議

定例会：年3回

臨時会：いじめの認知時（該当学年担任参加）

【未然防止】	【早期発見】	【早期対応】
・ネットモラル授業 ・いじめ根絶集会（随時） ・道徳の時間 ・いじめ学習会（随時・随所） ・学校便り等での啓発 ・人間関係づくり（SST等）	・定期的ないじめアンケート調査（2回） ・教育相談（随時） ・いじめ相談電話窓口の周知 ・おなやみポスト	・迅速で正確な事実関係把握 ・いじめ問題へのケア ・保護者との連携 ・情報の適切な記録・周知 ・報告・連絡・相談の徹底

重大事態発生

- ☐ 事実関係の把握・情報の収集及び記録
- ☐ 学校全体での事態の分析・判断
- ☐ 教育委員会への報告
- ☐ 調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の安全を確保・心情に留意】
- ☐ 犯罪行為等については、警察や児童相談所、弁護士等と連携
- ☐ 継続的な支援・観察

いじめ防止年間計画（案） ※変更の場合あり

月	学校対策委員会	学年・学級
4	いじめ防止基本方針（確認）【対】 いじめ防止年間計画（確認）【対】	幼稚園・保育所からの引き継ぎ情報の共有 人間関係作り（SST）・教育相談【担任】随時
5	第1はいじめアンケート調査【生】	不登校・いじめ・特別支援情報交流
6	いじめ防止の活動計画【児童会】※通年	教育相談【担任】
7	子どもいじめサミット参加【児童会】	不登校・いじめ・特別支援情報交流
8	教育相談研修（書面）【生】	
9	第2はいじめアンケート調査【生】	
10	ネットモラル教室【生】	教育相談【担任】
11		
12		不登校・いじめ・特別支援情報交流
1	いじめ防止取組状況調査【対】	
2	次年度改善方針・計画案【対】※反省会議にて	教育相談【担任】
3		不登校・いじめ・特別支援情報交流（引き継ぎ）

【対】 いじめ対策委員会（主管：生徒指導主事）

【生】 生徒指導部（各担当）